

定 款

株式会社インテリジェント・コスモス研究機構

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 本会社は、株式会社インテリジェント・コスモス研究機構と称する。

2 前項の商号は、英文では Intelligent Cosmos Research Institute (略称 (株)ICR) とする。

(目 的)

第 2 条 本会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 科学技術に関する研究開発・調査及びその成果の販売、実用化、事業化の支援
- (2) 研究開発用施設等の賃貸
- (3) 研究開発会社等の設立の支援
- (4) 国等の競争的資金等を活用した産学官連携プロジェクトの推進
- (5) 研修、セミナー、コンサルティング等の企画及び実施
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 本会社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(機 関)

第 4 条 本会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 本会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 本会社の発行可能株式総数は、280,000株とする。

(株券の発行)

第 7 条 本会社は、株式に係る株券を発行する。

(株券の種類)

第8条 本会社の株券は、1株券、10株券及び100株券の3種とする。ただし、取締役会の決議により、他の株式数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第9条 本会社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第10条 本会社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主の氏名等の届出)

第11条 本会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは法人の代表者は、その氏名又は名称、住所及び印鑑を本会社に届出するものとする。届出事項に変更が生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

第12条 本会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とみなす。

2 必要がある時は、あらかじめ公告して、そのための基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 本会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会は、取締役会の決議により、社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

3 株主総会の招集通知は、会日より1週間前までに各株主に対して発する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれにあたる。

(決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主又はその法定代理人は、本会社の株主以外の者に議決権の行使を委任してはならない。ただし、地方公共団体又は法人が株主である場合には、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。
- 2 前項の場合においては、総会ごとにあらかじめ本会社に委任状を提出しなければならない。

(議事録)

- 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第18条 本会社に12名以内の取締役を置く。

(取締役の選任)

- 第19条 取締役は、株主総会の決議により選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 - 3 前項の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員のために選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役又は退任した取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議をもって、取締役の中から会長1名、社長1名、副社長及び常務取締役を選定することができる。
- 2 社長は、本会社を代表する。
 - 3 社長のほか、取締役会の決議により、本会社を代表する取締役を選定することができる。
 - 4 取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役相談役を選定することができる。

(役付取締役の業務執行)

- 第22条 社長は、取締役会の決議に従い、本会社の業務を統括する。
- 2 副社長は、社長を補佐し、本会社の業務を執行する。
 - 3 常務取締役は、社長及び副社長を補佐し、本会社の業務を執行する。
 - 4 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議をもって定めた順序により、他の取締役がその職務を代行する。

(取締役会の構成及び招集)

- 第23条 取締役会は、取締役をもって構成し、本会社の重要な業務執行を決定する。
- 2 取締役会は、社長がこれを招集する。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
 - 3 取締役会の招集通知は、会日より5日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。
 - 4 取締役会は、取締役及び監査役的全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。

(取締役会の議長)

- 第24条 取締役会の議長は、社長がこれにあたる。ただし、社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の決議方法及び議事録)

- 第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 本会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
 - 3 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規則)

- 第26条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

- 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によりこれを定める。

(顧問)

- 第28条 本会社は、取締役会の決議により顧問を置くことができる。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第 29 条 本会社に、4 名以内の監査役を置く。

(監査役の選任)

第 30 条 監査役は、株主総会の決議により選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の構成及び招集)

第 32 条 監査役会は、監査役をもって構成する。

2 監査役会の招集通知は会日より 5 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、その期間を短縮することができる。

3 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して開くことができる。

(監査役会の決議方法及び議事録)

第 33 条 監査役会の決議は、法令に別段に定めがある場合のほかは、監査役の過半数をもって行う。

2 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。

(常勤監査役)

第 34 条 常勤の監査役は、監査役会の決議により監査役の中から選定する。

(監査役会規則)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によりこれを定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 本会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当及び除斥期間)

第 38 条 本会社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録された質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金という」)を行うものとする。

- 2 期末配当金が、その支払開始の日から満 3 年経過しても受領されないときは、本会社は、その支払いの義務を免れるものとする。
- 3 期末配当金には、前項の期間内であっても利息を付さない。

附 則

| | | | | |
|----|-----|----|-----|----|
| 平成 | 元年 | 2月 | 10日 | 作成 |
| 平成 | 2年 | 6月 | 20日 | 変更 |
| 平成 | 5年 | 6月 | 17日 | 変更 |
| 平成 | 6年 | 6月 | 17日 | 変更 |
| 平成 | 11年 | 6月 | 22日 | 変更 |
| 平成 | 14年 | 6月 | 20日 | 変更 |
| 平成 | 17年 | 6月 | 22日 | 変更 |
| 平成 | 18年 | 6月 | 21日 | 変更 |
| 平成 | 19年 | 6月 | 21日 | 変更 |
| 平成 | 22年 | 6月 | 18日 | 変更 |